

## 6 障害基礎年金の納付要件早見表

### ○ 障害基礎年金の納付要件（初診日が昭和61年4月以降の障害認定日請求・事後重症請求）

| 初診日                     | 初診日において国民年金の被保険者であった場合及び被保険者でなかった場合   |
|-------------------------|---|
| S61.4.1<br>～<br>H3.4.30 | 次のいずれかに該当していること。<br>① 初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2を満たしていること。<br>② 初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月までの1年間に滞納がないこと。 |
| H3.5.1<br>～<br>H7.3.31  | 次のいずれかに該当していること。<br>① 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2を満たしていること。<br>② 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納がないこと。   |
| H7.4.1<br>～<br>H28.3.31 | 次のいずれかに該当していること。<br>① 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2を満たしていること。<br>② 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納がないこと、かつ、65歳未満であること。                                   |

※ 平成7年4月1日以降は、65歳以上においても国民年金の第1号被保険者（国民年金任意加入）が存在することとなりましたが、障害基礎年金における要件は、本来の3分の2要件のみとし、直近1年要件は認めていません。

しかし、障害厚生年金においては、65歳以上であっても、平成7年4月1日から平成8年3月31日までに初診日のある傷病については、直近1年要件が認められています。（経過措置政令第28条の2）

○ 旧法障害年金の納付要件（初診が昭和61年4月前の障害認定日請求・06年金）

| 初診日                           | 障害認定日  | 納付要件をみる時点 | 納付要件              | 参考  |
|-------------------------------|--|-----------|-------------------|---|
| S36. 4. 1<br>}<br>S39. 7. 31  | 傷病が治った日（症状が固定した日）                                      | 初診日の前日    | A要件               | ※納付要件は国年期間のみで厚年・共済は含まない                                     |
| S39. 8. 1<br>}<br>S41. 11. 30 | 初診日から起算して3年を経過した日<br>（3年以内に症状が固定した日）                   |           |                   |   |
| S41. 12. 1<br>}<br>S49. 7. 31 | 初診日から起算して1年6月を経過した日又は3年を経過した日<br>（1年6月又は3年以内に症状が固定した日） | 障害認定日の前日  | B要件               | ※納付要件は国年期間のみで厚年・共済は含まない                                     |
| S49. 8. 1<br>}<br>S51. 1. 31  |  |           | B要件               | 受発はS52.8.1（初診日から起算して1年6月で受発する場合）<br>※納付要件は国年期間のみで厚年・共済は含まない |
| S51. 2. 1<br>}<br>S51. 9. 30  | 初診日から起算して1年6月を経過した日<br>（1年6月以内に症状が固定した日）               | 初診日の前日    | B要件               | ※納付要件は国年期間のみで厚年・共済は含まない                                     |
| S51. 10. 1<br>}<br>S59. 9. 30 |  |           | C要件               | ※C要件の③のみ、納付要件に厚年・共済を含む                                      |
| S59. 10. 1<br>}<br>S61. 3. 31 | 初診日から起算して1年6月を経過した日<br>（1年6月以内に症状が固定した日）               | 初診日の前日    | C要件<br>又は<br>新法要件 | ※C要件の③と新法要件には厚年・共済を含む                                       |

※ 昭和39年8月1日前に初診日のある傷病は注意（昭和39年改正法附則第2条参照）

※ 昭和41年12月1日前に初診日がある傷病は注意（昭和41年改正法附則第3条参照）

○ 障害基礎年金の納付要件（初診が昭和61年4月前の事後重症請求・53年金）

| 初診日                           | 障害認定日                                    | 納付要件をみる時点                | 納付要件                            | 参考                                |
|-------------------------------|--|--------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| S36. 4. 1<br>}<br>S49. 7. 31  | 初診日から起算して3年を経過した日<br>（3年以内に症状が固定した日）     | 障害認定日の前日                 | B要件                             | 措置令31条<br>※納付要件は国年期間のみで厚年・共済は含まない |
| S49. 8. 1<br>}<br>S51. 9. 30  | 初診日から起算して1年6月を経過した日<br>（1年6月以内に症状が固定した日） | 障害認定日の前日<br>又は<br>初診日の前日 | B要件<br>C要件                      | 措置令31条<br>※C要件③のみ納付要件に厚年・共済を含む    |
| S51. 10. 1<br>}<br>S59. 9. 30 |  | 初診日の前日                   | C要件                             | 措置令31条<br>※C要件の③のみ、納付要件に厚年・共済を含む  |
| S59. 10. 1<br>}<br>S61. 3. 31 | C要件<br>又は<br>新法要件                        |                          | 措置令29条<br>※C要件の③と新法要件には厚年・共済を含む |                                   |

<A要件>

- ① 初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が15年以上であるか、又はその保険料納付済期間が5年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの3分の2以上を占めること
- ② 初診日の属する月前における直近の基準月（1、4、7、10月）の前月まで引き続き3年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること
- ③ 初診日の属する月前における直近の基準月（1、4、7、10月）の前月まで引き続き1年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間で満たされていること
- ④ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第26条に規定する要件に該当していること

<B要件>

- ① 障害認定日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が15年以上であるか、又はその保険料納付済期間が5年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの3分の2以上を占めること
- ② 障害認定日の属する月前における直近の基準月（1、4、7、10月）の前月までの被保険者期間が3年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の3年間に保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること
- ③ 障害認定日の属する月前における直近の基準月（1、4、7、10月）の前月までの被保険者期間が1年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の1年間に保険料納付済期間で満たされていること
- ④ 障害認定日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第26条に規定する要件に該当していること

<C要件>

- ① 初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が15年以上であるか、又はその保険料納付済期間が5年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの3分の2以上を占めること
- ② 初診日の属する月前における直近の基準月（1、4、7、10月）の前月までの被保険者期間が3年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の3年間に保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること
- ③ 初診日の属する月前における直近の基準月（1、4、7、10月）の前月までの通算年金通則法第4条第1項各号に掲げる期間を合算した期間が1年以上であり、かつ、同月までの1年間のうちに保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと
- ④ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第26条に規定する要件に該当していること

<新法要件>

- ① 初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2を満たしていること
- ② 初診日の前日において、当該初診日の属する月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月までの1年間に滞納がないこと

**<注意>**

A～Cに該当せず、旧法56条の納付要件に該当する場合は、障害福祉年金の受給権が発生します。

旧法56条 ① 初診日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが5年以上であり、かつ、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の3分の2以上を占めること

② 初診日の前日まで引き続く被保険者期間であった期間に係る保険料の滞納がないこと

**ワンポイント!**

旧国民年金法の障害年金は、障害認定日において、障害等級の1級又は2級の状態に該当しなかった方が、65歳に達する日の前日までに障害等級に該当した場合、請求のあった翌月から支給されますので、昭和61年3月31日までに障害等級に該当すれば、請求は65歳到達後でも、昭和61年4月1日以降でも可能です。